

通学区域の弾力化について

Q & A

玉野市教育委員会は、平成16年度に「通学区域の弾力化の実施」について、玉野市学校教育在り方検討会議に諮問いたしました。

熱心な討議を経て、本市の地理的条件、交通機関の状況、そして、子どもの安全を守ることを考慮し、現在の通学区域を維持することを原則に、新たな基準を加えることで、選択の幅を広げることが望ましいという報告を受けました。

玉野市教育委員会では、答申内容を尊重しながら、本市における通学区域の弾力化を平成19年度より実施することといたしました。

通学区域の弾力化の実施により、子どもたちの安全を守りながら、子どもや保護者のニーズに対応することができるものと考えております。

そこで、通学区域の弾力化について理解をいただくため「申請方法」「条件」等について、Q & Aを作成いたしました。

保護者や地域の方におかれましても、通学区域の弾力化についてご理解とご支援をいただきたいと思います。

玉野市教育委員会

Q 1 通学区域とは、どんなものですか？

A. 市町村の教育委員会が、保護者に不公平感を与えないように検討し、学校ごとに通学区域を設定します。通学区域は、一般的に道路や河川などの地理的状況や歴史的経緯などが反映され、人々の生活圏や学校を核にした地域社会を形作ってきたといわれています。

Q 2 通学区域の弾力化はどのような目的があるのですか？

A. 国では、地域の実情に即して保護者や子どもの意向に十分配慮した多様な工夫を行うことを求めています。そこで、本市の地理的条件や公共交通機関の状況等を考慮し、子どもたちの安全を第一に考えて、本市の実情にあった通学区域の弾力化を実施し、保護者や子どもの願いに応えることができるようにしたいと考えました。

Q 3 申請方法はどのようにすればいいのですか？

A. 指定学校を変更して就学させようとするときは、「指定学校変更申請書」を教育委員会に提出します。指定学校を変更したい場合には、事前に在学している校園に相談してみましょう。通学距離による理由での変更の場合には、「通学距離届出書」が必要であるなど、その変更の申請理由によって添付すべき書類が異なりますので、ご注意ください。

また、小学校、中学校新入学者対象の条件においては、入学の前年度の8月1日から9月30日までの間に申請書等を提出しなければなりません。

新入学者を対象としない場合は、申請は随時受け付けています。特別な場合を除いて、申請書等の提出後、教育委員会で審議の上、2週間くらいで許可又は不許可の通知をいたします。

Q 4 どのような条件が指定学校変更の対象になりますか？

A. 教育委員会が、保護者の申請によって指定学校変更の許可をすることができる条件については、別紙一覧表をご参照ください。

※なお、市外からの転入の場合は、すべての条件が対象となります。また、「小学生の通学距離」「中学生の部活動」については、市内転居により転校する場合も対象となりますので、希望がある場合には、転校手続きの前に指定学校の変更手続きをして下さい。

Q 5 自力通学が条件だと聞きますが、自力通学とはどういうことですか？

A. 自力通学とは、自宅又は預かり先（登校前及び下校後の一時預かりを承諾した親族等の所在地）から学校まで、就学先の校長が認めた通学方法（徒歩、公共交通機関の利用等）によって安全な経路で通学できることをいいます。

※申請理由によっては、自力通学が条件ではない場合もありますので、ご確認下さい。

Q 6 中学校の部活動に関する指定学校変更の場合、何か規制がありますか？

A. この理由による指定学校変更は、指定学校に希望の部活動がなく、近隣の中学校にその部活動がある又は指定学校に希望する部活動はあるが、活動に十分な部員数が見込めない場合のみ適用されます。申請段階で該当部活動への入部等を誓約し（就学希望校長の署名が必要）、入学後に該当部活動を退部した場合には、指定学校に転入学することを原則とします。

また、入部を希望する部活動に専門の指導者がいない場合や途中で専門の指導者が転勤する場合がありますので、そのことを納得した上で、申請をお願いします。

Q 7 指定学校の変更によって通学距離が長くなり、公共交通機関を利用しなければならなくなりました。この場合、交通費の補助は出ますか？

A. 交通費の補助は、本来の指定学校に通うために公共交通機関の利用が必要な場合のみが支給の対象となります。

指定学校を変更したため、公共交通機関を利用しなくなっただけの場合は、特別な場合を除き支給の対象となりません。

Q 8 保護者として気をつけるべきことは何ですか？

A. 通学区域の弾力化は、子どもの成長にとってより安全で、実りある就学を実現し、保護者や子どもの願いに添えるようにするために実施するものです。子どもを取り巻く状況について配慮し、変更希望先の学校についても充分検討して、決して無理のないようにして下さい。しっかり家庭内で話し合うことが大切です。

また、申請に虚偽があった場合は許可を取り消されます。就学後、申請内容に変更が生じた場合には、すぐにご連絡下さい。

なお、登下校については保護者の責任において安全確保を図ってくださることが条件となりますので、通学方法についても十分検討して下さい。

(問い合わせ先)

玉野市教育委員会 学校教育課

T E L: 0863-32-5575

E-MAIL: gakkoukyouiku@city.tamano.lg.jp

U R L: <https://www.city.tamano.lg.jp/soshiki/33/>

